

番号	件名	提出日	受領	付委員会	参議院	衆議院	備考
41	16						
建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案	道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案	五、二、四	五、三三四	本院に受領 又は(衆)へ 月日			
四二八	三二一	(予)	(予)	議委員会 決議			
可決	五二三	可決	五、三三四	議本会議 決議			
可決	五一三	可決	五、三三一	付委員会 託會			
修正	四二七	可決	五、二、八	議委員会 決議			
修正	四二六	可決	五、三三四	議本会議 決議			

○建設委員会

内閣提出法律案（二件）

ておりますが、これは前二カ年度よりの繰越金をもって補てんすることにしております。

また、事業計画におきましては、その重点を視聴者の意向に応じた放送番組の編成、広報・営業活動の積極化、放送衛星の打ち上げなど新しい放送サービスの推進等に置いております。

なお、本件には「おおむね適当と認める」旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、衛星放送などニューメディアの有効活用問題を初め、国際放送の拡充強化、業務の効率化

等財政基盤の強化方策、公共放送としての番組編集の方、ロサンゼルス・オリンピック放送権料等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、大森昭理事より、放送の不偏不党を堅持し、放送による表現の自由を確保することなど四項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の決議とする決議をいたしました。

以上御報告申し上げます。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法
の一部を改正する法律案（閣法第一六号）（衆議院送付）

等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

五八、二、四 内閣提出

三、一四 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本案の主な内容は次の通りである。

一、道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善等に資するため、昭和五十八年度を初年度とする第九次道路整備五箇年計画を定めること。

二、道路整備五箇年計画にあわせて、昭和五十八年度を初年度とする第六次奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を昭和六十三年三月三十一日まで延長すること。

委員会においては、第九次道路整備五カ年計画の概要、特定財源制度のあり方、高速自動車国道の採算性の問題、本四連絡橋の建設状況と料金問題及び東京湾横断道路と東京外郭環状道路問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の旨の意見が述べられ、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、井上吉夫理事により六項目にわたる各会派共同提

委員長報告

ただいま議題となりました道路整備緊急措置法及び奥地

案の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第四号）（衆議院送付）

五八、三、一一 内閣提出

四、二八 衆修正

五、一三 参可決

要旨

本法律案は、建築物の設計及び工事監理の適正化を図るため建築士制度の改善整備を行うとともに、建築行政に関する事務の簡素合理化を図ろうとするものであり、主な内容は次の通りである。

第一 建築士法の改正

一、建築士資格の整備

百平方メートルを超える、三百平方メートル以下の木造建築物に係る設計又は工事監理を行うことができる

者として、都道府県知事の免許に係る木造建築士資格を設けるものとする。

（なお、木造建築士の名称及び対象規模については、衆議院において修正されたものである。）

二、建築士試験の実施体制の合理化

建設大臣又は都道府県知事は、その指定する者に、建築士試験の実施に関する事務を行わせることができることとともに、指定試験機関に関する規定を整備するものとする。

三、建築士の適正な業務執行の確保等

建築士の懲戒事由の拡充等を行い、建築士の適正な業務執行を確保するとともに、建築士事務所の登録の有効期間の延長等建築士事務所に係る制度の改善整備を行うものとする。

第二 建築基準法の改正

一、建築確認制度及び建築検査制度の合理化

いわゆるプレハブ住宅及び小規模な建築物の建築及びその建築の工事につき、建築基準法令の単体規定の一部を確認及び検査の対象法令から除外するものとする。

二、建築物の適正な維持保全の確保

建築物の維持保全に関する計画の作成等建築物の適正な維持保全を確保するための規定の整備を行うものとする。

二)、建築確認に関する消防長等の同意制度の合理化

防火地域等以外の区域内における住宅に係る建築確認に関し、消防長等の同意を不要とし、消防長等に通知すれば足りるものとする。

第三 その他

一、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二、消防法その他関係法律について所要の改正を行うものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、建築物の設計及び工事監理の適正化を図る

ため木造建築士資格の創設その他建築士制度の改善整備を行うとともに、建築行政に関する事務の簡素合理化を図るため建築士試験の実施体制の整備並びに特定建築物の確認及び検査に係る対象法令の範囲の限定等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、住宅建設の促進と景気対策、木造建築士の業務範囲の拡大、建築確認・検査制度の合理化及び違反建築物に対する指導監督の強化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、西ヶ久保理事より、五項目にわたる自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共产党及び民社党・国民連合の各会派共同提案の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。